

“ Education ”は「教育」ではない

職業能力開発総合大学校 田中 萬年

本誌上でも国際協力の経験者から、途上国における教育と職業訓練との関係についての理解や実態が、わが国とは大きく異なることがよく報告されている。しかし、その違いについては、驚きと新発見という程度の紹介はあるが、その差異の根源となっている要因についてまでは、あまり語られていないようであるし、われわれも深く考えてこなかったようだ。

それは途上国であっても全く先進ヨーロッパ諸国の影響を受けていない国はない、ということと関係する。よりラジカルに言えば、ヨーロッパ諸国の長い植民地政策と深い関係がある、ということである。逆に言えば、わが国の影響は、ヨーロッパ諸国に比べるとほとんどないということである。

同様なことは外国の学校教育の報道を見て、われわれはよく日本の状況との違いに驚嘆することが多い。例えば香港では学校制度に職業訓練や「学徒訓練」(徒弟制度のこと)が位置づいている。香港の例はイギリスの影響と見ることができる。そのイギリスでは職業訓練の関係省が「教育・雇用省」となっている。イギリスのように、わが国の文部省と労働省とを1つにしたような国は少なくないが、日本人の多くはその「教育・雇用省」を奇異に感じる。

その理由は、日本人は“ Education ”と「教育」が同義語であると考えているからである。それが誤解であることは「教育」の訳語となっている“ Education ”の意味を英英辞典で見るとわかる。例えば、『ランダムハウス辞典』では次のように定義している。

1. to develop the faculties and powers of (a person) by teaching, instruction, or schooling. 2. to qualify

by instruction or training for a particular calling, practice, etc.; train: to educate someone for law. 3. to provide education for; send to school. 4. to develop or train (the ear, taste, etc.): to educate one's palate to appreciate fine food.

これを訳すと以下のようなものではなかろうか。
「1. 教授, 指導またはスクーリングによって(人の)力と能力を開発すること。2. 指導または訓練によって特定の職業(天職), 仕事などの資格を得ること(訓練すること: 法のために人をeducateすること) 3. educationを提供すること, 学校へやること。4. (音感, 味覚などを)開発または訓練すること: すてきな食物を味わうために味の識別力をeducateすること。」

このように、“ Education ”は能力を開発することであり、その能力とは職業に関することである。『ウェブスター辞典』もこの2点ではほぼ同様な定義をしている。また、これらの英英辞典では“ Vocational Training ”の項目はない。日本のほとんどの国語辞典が「職業訓練」を掲げていることと対照的である。“ Education ”を英英辞典のように解釈すると、教育・雇用省が当たり前であることがわかる。

ちなみに、わが国で代表的な国語辞典である『広辞苑』の「教育」の定義は、「教養を授けること。人を教えて知能をつけること。人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。」としている。

日本人は「教育」と“ Education ”が同じ意味だと思いきこんでいるが、そうではなく両者は異なった意味合いである。つまり、和英辞典のみではなく、

ほとんどの英和辞典においても“Education”を「教育」としている。“Education”は英語、「教育」は漢語であり両者は異なった意味であったが、これらをわが国で意図的に結びつけたことがわかる。

例えばヘボンが明治27年の『和英英和語林集成』においてEducationを「Kyoju, kyokun, shitate, kyo-iku」のように「教育」を4番目にしていたし、「Kyoiku キャウイク 教育 (oshie, sodateru)」を「Instruction, education; suru, to educate, to instruct and bring up」として、今日のように直接的な同義語とはしていなかった。さらに“Educate”の意味は「Kyoju suru, shi-tateru, Kyokun suru, oshieru, shi-komu, shi-tsukeru, kyoiku suru.」として「教育する」を最後に紹介していたのである。

このことと関連して福沢諭吉は「学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の発達を妨げずしてよくこれを発育するための具なり。教育の文字ははなはだ穏当ならず、よろしくこれを発育と称すべきなり。かくの如く学校の本旨はいわゆる教育にあらずして、能力の発育にあり……。我が国教育の仕組はまったくこの旨に違えりといわざるをえず。」と批判していた（明治22年「文明教育論」）。福沢が批判した教育観は、今日まで変わらぬ教育観として日本人の骨身にまで染み込んでいるといえよう。福沢の指摘した意味を再検討することが教育改革の根本なのではなかろうか。

このようなわが国の教育がもたらす問題は、第一に「教育」を「教えること」と漢字の意のままに解し、「何を教えるか」「どのように教えるか」をすぐさま問題とすることである。そこから画一的な基準に基づく「指導」が体系化される。画一化の「教育」は、個性無視の「教育」に直結する。このような教育観は人間を1つの尺度でしか評価できなくなり、その評価基準に合わなかった人を既成の枠から外れた人として区別し、差別することになる。さらに問題は、その枠に入らなかった人々の生き方・働き方を冷笑し、第二、第三の価値観の創出を認めようとしないうことである。その結果として、既存の枠に入りつつ職業能力も身につけようとする大学生のダブルスクール族、トリプルスクール族が疑問もなく増大しているという現象となって表れているのではなかろうか。

第二に、人材の養成は学校だけでは全く不可能であるということである。時代が進み、技術革新が進展すればますますこの課題は大きくなる。その対策が「生涯学習」であった。しかし、わが国の生涯学習は既存の教育制度の枠を超えていない。これまでもわが国の「教育」についての改革がさまざまに論じられてきたが、わが国特有の「教育」観を前提とした改革案だったのでなかろうか。その結果、「生涯学習」の時代というのに、未だにわが国の教育の改革が進んでいないのではなかろうか。企業が行う教育を労務管理と簡単に片づけているだけでは、「教育」の改革は困難であるといえよう。

先に紹介したような日本的「教育」観は、国民に「教育を受ける権利」があると考える考え方とも関係する。この思想は戦後の民主化政策の重要な1つとされており、これを疑う者はいない。しかし、その権利論は実に不思議な論理になっている。例えば先に紹介した国語辞典の「教育」の定義を、「教育を受ける権利」にあてはめると奇妙な意味になることがわかる。

この「教育を受ける権利」に関して注目すべきことは、GHQが提示した「日本国憲法」の“草案”にはそのような意味は含まれていなかったことである。つまり「教育を受ける権利」は、日本人の発想により規定されたのである。例えば「世界人権宣言」では「教育への権利」であり、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約A規約）」では「教育についてのすべての者の権利」である。英英辞典の定義のような“Education”であれば受けてもよいと思うが、『広辞苑』の「教育」の定義のようであれば遠慮したいと思うのは筆者のみであろうか。しかし、英文で書かれたこれらの国際規約でも「教育を受ける権利」ではないのである。

このような日本人の「教育」観は、殖産興業と富国強兵策のもとで国民に醸成されたものといえる。これまでの「教育」観は拡大路線の思想として貢献した。しかし、一方で今日の教育の問題を派生した大きな動因であったのである。

21世紀の新たな日本を再構築するためには、「教育」を世界に共通する“Education”観により再編すべきなのではなかろうか。それは「職業能力開発」と理解すべきなのではなかろうか。